

あしきた町議会だより



うたせ

創刊号

平成17年2月25日発行



- 議長・副議長決まる(初議会)…………… P 2～3
- 町長就任あいさつ(第2回臨時会)…………… P 4～5
- 町民の生活にかかわる町の決まり164… P 6～7
- 新町議会30議席で始動…………… P 8

氏光丸大に 氏之水口宣之を選出

各委員長・副委員長も決まる

議長



①大丸 清光(56歳)
②5回 ③田浦町

副議長



①水口 宣之(63歳)
②5回 ③大岩
④建設経済
議運

議長就任あいさつ

1月12日に開催された初議会において、議員各位の選出により、議長を拝命致しましたので、町民の皆様には議会を代表してご挨拶申し上げます。旧芦北町と旧田浦町とは隣同士とはいえ、それぞれの地域で培ってきた独自の文化や習慣などがあります。それらは、永い年月を経て地域に根づいたものであり、今後も大事に守っていくべきものと思われまふ。合併したからといって、何もかも一色にしてしまうのは無理があるかと思ひます。しかし、逆に住民サービスや福祉の向上など、地域による格差などがあつてはならないものもあります。全町民が平等で、豊かになることこそが議会の目標であり、そのために全議員が一丸となつて取り組んでいるのです。これは、合併前と何ら変わるところはありません。

合併については、皆様も多少の不安は持たれていただと思ひます。それでも我が町はもうすでに第一歩を踏み出しました。これからは、芦北町の将来をしっかりと見据え、町民一人ひとりの努力によつて、他町村や子孫にも誇れるような郷土を築

1月12日(水)と13日(木)の2日間、合併後初の臨時会が開催され、議長に大丸清光氏、副議長に水口宣之氏を選出した。

また、各常任委員や議会運営委員、特別委員などを選任するとともに、164件に及ぶ条例制定や平成16年度一般会計暫定予算、各特別会計暫定予算などが承認された。

議員を紹介します！

- ①氏名(年齢)
- ②当選回数 ③地区名
- ④所属委員会の順です。



①江口 征二(62歳)
②5回 ③花岡
④建設経済
議運



①寺本 修一(54歳)
②5回 ③田浦
④議運委員長
文教厚生



①岡部恵美子(72歳)
②9回 ③湯浦
④文教厚生



①山下 生吾(66歳)
②4回 ③白岩
④総務



①満口 秀彦(60歳)
②4回 ③井牟田
④文教厚生



①川野 眞(55歳)
②5回 ③花岡
④建設経済



①藤井 公明(57歳)
②5回 ③花岡
④文教厚生



①澤田 常雄(83歳)
②6回 ③田浦町
④総務

議長 副議長

初議会

いっていいようではありませんか。そのためには、町民の協力が不可欠です。議会もご支援を仰ぎながら誠心誠意を尽くす覚悟です。
最後に、町民の皆様方のご支援とご協力をお願いしまして、就任のあいさつとします。



①古井 則幸(73歳)
②3回 ③計石
④総務



①中原 明(64歳)
②3回 ③田浦町
④建設経済



①前島 龍二(58歳)
②4回 ③芦北
④文教厚生



①釜 信一(43歳)
②3回 ③女島
④総務委員長
議運



①川尻 成美(50歳)
②3回 ③女島
④議運副委員長
総務



①白塚 泉(60歳)
②3回 ③白木
④建設経済委員長
議運



①平松 洋一(55歳)
②2回 ③小田浦
④文教厚生
監査委員



①竹下 伸寛(56歳)
②2回 ③田浦
④建設経済副委員長



①若山 誠一(62歳)
②2回 ③海浦
④総務副委員長



①市川 信作(54歳)
②3回 ③田浦
④文教厚生委員長
議運



①荒川 臣六(54歳)
②2回 ③丸山
④建設経済
広報特別



①池田 好一(56歳)
②2回 ③湯浦
④総務



①寺川 齊(69歳)
②2回 ③宮崎
④建設経済



①元山 秀志(38歳)
②2回 ③小田浦
④広報特別副委員長
文教厚生



①宮尾 秀行(47歳)
②2回 ③田浦
④建設経済



①白坂 康浩(42歳)
②1回 ③花岡
④総務
広報特別



①草野 安道(56歳)
②1回 ③大野
④建設経済
広報特別



①小川 紀次(56歳)
②1回 ③小田浦
④総務
広報特別



①鳥居憲太郎(57歳)
②2回 ③湯浦
④広報特別委員長
総務



①前田 徹一(52歳)
②2回 ③米田
④文教厚生副委員長
広報特別

第2回臨時会

助役・収入役などに同意

監査委員なども決まる

第2回臨時会が2月10日(木)に開催された。今回は、竹崎町長の就任あいさつに続いて、専決処分の承認を求める承認3件、平成16年度芦北町一般会計暫定補正予算などの議案3件に続いて、助役の選任につき同意を求めることについてなどの同意13件が議決され、選挙管理委員会委員及び補充員の選出を行った。

この中で、一般会計暫定補正予算の西回り自動車道整備に伴う水道墓地移転工事等について、質疑も交わされた。



竹崎一成初代町長

新町長の就任あいさつ

私は、先の町長選挙におきまして、皆様方の温かいお力添えによりまして無投票当選という栄に浴し、1月23日付けをもって新芦北町の初代町長に就任いたしました。これもひとえに議員の皆様をはじめ町民各位のご支援・ご厚情の賜であり、改めてここに深く感謝を申し上げる次第であります。

私は、平成6年11月、旧芦北町の第4代町長に就任以来、その責務の重大さを肝に銘じ、政治は、行政はだれのため何のためにあるのかを自らに問い続けてまいりました。さらに、町政の指針として、町民の声を大切にしたい「人にやさしい政治」を基本理念に多くの方々のご意見を聴く中で、助言、提言等を政策に反映し、地域間競争に打ち勝つ足腰の強いまちづくりを目指してまいりました。

この3期10年余の実績とこれまでの経験をもとに、約2万2千町民の代表として、町民の皆様を心から自らの心として町政の推進に活かしてまいる所存であります。

なお、本年は、私に取りましても地方政治に一步を踏み出した30年の節目の年であり、初心に返り合併という大

義に基づき、本町発展のために更なる努力をしてまいります。

時代の変遷と社会構造の改革とともに、地方の権限と責任がますます拡大して行く中で、新たな時代の要請にこたえるべく、両町は合併という道を選択したところであります。

言うまでもなく、合併は単なる行政の効率化を目指すものではなく、新たな町づくりの始まりでもあります。

国における三位一体の改革の将来像がいまだ不透明であるものの、合併のメリットを最大限に生かし、合併を地域づくりのチャンスととらえ、新町建設計画をもとに農林水産業をはじめ、福祉、教育、観光、地域づくり等々積極的な事業を展開してまいります。

歴史的な一步を踏み出した新「芦北町」が、町民総参加の理念のもと、将来、「あの時合併してよかった」と評価を受けるような子孫に誇れる新未来づくりに向け、ご自身の情熱を捧げてまいります。

紹介
します
!!

助役



本村 等氏(吉尾)

収入役



竹浦 裕道氏(田浦)



吉田 和典氏(八幡)
(有識者)



松下 征支氏(道川内)
(教育長: 2月11日決定)



小野田 稔氏(花岡)
(教育委員長: 2月11日決定)

監査委員

教育委員会委員



平松 洋一氏(小田浦)
(議会選出)



黒田 宏信氏(海浦)



畑中 秀夫氏(宮崎)



福山 功敏氏(高岡)



池崎 美利氏(田浦町)

固定資産評価
審査委員会委員



鶴田 光志氏(田浦)



石井 忠也氏(花岡)



坂本 義博氏(宮崎)



橋本 學氏(飯瀬)
(委員長: 2月11日決定)

選挙管理委員会委員

固定資産評価員

- 松村 八郎氏(税務収納課長)



吉野 嘉子氏(小田浦)



大菅 宏昭氏(田浦)

町民の生活にかかわる町の決まり164

例 規 の 名 称
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
芦北町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
芦北町職員の服務の宣誓に関する条例
芦北町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
芦北町職員の育児休業等に関する条例
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
芦北町報酬及び費用弁償等条例
芦北町証人等に対する実費弁償に関する条例
芦北町特別職報酬等審議会条例
芦北町長等の給与及び旅費に関する条例
芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
芦北町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例
芦北町一般職の職員の給与に関する条例
芦北町職員の特殊勤務手当に関する条例
芦北町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
芦北町職員の旅費に関する条例
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
芦北町財政事情の公表に関する条例
芦北町奨学資金貸付事業特別会計条例
芦北町簡易水道事業特別会計条例
芦北町生活排水処理事業特別会計条例
芦北町農業集落排水事業特別会計条例
芦北町有温泉事業特別会計条例
芦北町税条例
芦北町国民健康保険税条例
芦北町行政財産使用料条例
芦北町手数料条例
税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
芦北町財政調整基金条例
芦北町減債基金条例
芦北町ふるさとづくり基金条例
芦北町可有施設整備基金条例
芦北町スポーツ振興基金条例
芦北町社会福祉振興基金条例
芦北町国民健康保険財政調整基金条例
芦北町介護保険財政調整基金条例
芦北町ふるさと・水と土保全基金条例
芦北町有温泉事業財政調整基金条例(平成17年2月10日廃止)
芦北町立湯浦温泉センター等運営基金条例

初議会では、芦北町役場の位置に関する条例のほか163件の条例の制定について承認した。

町民の皆さんの生活・福祉等に関する条例で、どんな条例があるのかを確認して下さい。

※条例とは、町がその管理する事務に関し、法令の範囲内でその議会の議決によって制定する法

例 規 の 名 称
芦北町役場の位置に関する条例
芦北町の休日を定める条例
芦北町公告式条例
芦北町議会の定例会の回数を定める条例
芦北町課設置条例
芦北町基幹支所設置条例
芦北町出張所設置条例
政治倫理の確立のための芦北町長の資産等の公開に関する条例
芦北町電子計算組織利用に係る個人情報保護に関する条例
芦北町行政手続条例
芦北町印鑑条例
芦北町認可地縁団体印鑑条例
芦北町民放テレビ放送共同受信施設条例
芦北町民放テレビ放送共同受信施設の設置事業分担金徴収条例
芦北町なごやか通信情報ネットワーク施設条例
芦北町防災会議条例
芦北町災害対策本部条例
芦北町災害危険区域に関する条例
芦北町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例
芦北町生活安全安心条例
芦北町振興計画策定審議会条例
芦北町はたる保護条例
記号式投票に関する条例
選挙公報の発行に関する条例
芦北町監査委員に関する条例
芦北町固定資産評価審査委員会条例
芦北町職員定数条例
芦北町職員の分限の手續及び効果並びに失職の例外に関する条例
芦北町職員の定年等に関する条例
芦北町職員の再任用に関する条例

例 規 の 名 称	例 規 の 名 称
芦北町物産館条例	芦北町土地開発基金条例
芦北町農山村広場条例	芦北町簡易水道給水財政調整基金条例
未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例	芦北町九州新幹線漏水対策等被害対策基金条例
芦北町農業集落排水処理施設条例	芦北町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
芦北町農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例	芦北町奨学基金条例
芦北町果樹共同給水施設条例	芦北町立学校条例
芦北町営土地改良事業分担金徴収条例	芦北町立幼稚園条例
芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	芦北町奨学資金貸付条例
県営土地改良事業分担金徴収条例	芦北町学校給食センター条例
芦北町特定農地の設置及び使用料に関する条例	芦北町社会教育委員条例
芦北町林道開設事業等分担金徴収条例	芦北町社会教育センター条例
芦北町火入れに関する条例	芦北町公民館条例
芦北町漁港管理条例	芦北町立図書館条例
芦北町沿岸漁業構造改善事業分担金徴収条例	芦北町社会教育施設条例
芦北町工場等設置奨励条例	芦北町体育施設条例
芦北町営温泉センター条例	芦北町文化財保護条例
芦北町営湯浦温泉観光センター条例	芦北町文化財保護審議会条例
芦北町大野温泉センター条例	芦北町福祉センター条例
芦北町計石港観光休憩所条例	芦北町東部保健福祉センター条例
芦北町観光うたせ船保存条例	芦北町仲人奨励金支給条例
芦北町御立岬公園条例	芦北町吉尾温泉公衆浴場条例
芦北町芦北海岸国民休養地条例	芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例
芦北町道路占用料徴収条例	芦北町立保育所条例
芦北町海岸保全区域占用料等徴収条例	芦北町保育の実施に関する条例
芦北町県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例	芦北町立児童館条例
芦北町都市計画審議会条例	芦北町乳幼児医療費助成に関する条例
芦北町都市公園条例	芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例
芦北町立公園条例	芦北町母子・父子家庭等高校修学援助金条例
芦北町芦北海浜総合公園条例	芦北町子宝お祝い金支給条例
芦北町農村公園条例	芦北町高齢者生活福祉センター条例
芦北町都市排水路整備事業受益者分担金徴収条例	芦北町老人ホーム条例
芦北町営住宅管理条例	芦北町介護予防・地域支え合い事業負担金徴収条例
芦北町一般住宅等使用料条例	芦北町生活支援ハウス運営事業負担金徴収条例
芦北町特定公共賃貸住宅管理条例	芦北町重度心身障害者医療費助成条例
芦北町特定公共賃貸住宅使用料条例	芦北町国民健康保険条例
芦北町水道事業の設置等に関する条例	芦北町国民健康保険直営診療所条例
芦北町企業職員の定員に関する条例	芦北町介護保険条例
芦北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	芦北町保健センター条例
芦北町水道事業給水条例	芦北町一般廃棄物処理条例
芦北町簡易水道事業給水条例	芦北町立清掃センター条例
芦北町消防団条例	芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例
芦北町消防団員に係る消防功労金支給条例	芦北町環境基本条例
芦北町特定農山村地域市町村活動支援事業基金条例	芦北町環境美化条例
芦北町名誉町民条例	芦北町農業委員会の選挙による委員定数条例
芦北町行政改革推進委員会条例	芦北町農業振興地域整備促進協議会条例
芦北町九州新幹線漏水等被害対策連絡協議会条例	芦北町農村環境改善センター条例
	芦北町多目的研修集会施設及び農産物加工施設条例

新町議会30議席で始動



第2回臨時会中の議場

任期は平成18年3月まで!!

平成17年1月1日合併と同時に、新芦北町議会が始動しました。

合併以前は、旧芦北町18名、旧田浦町12名の議員でそれぞれの町議会が構成され、運営がなされてきましたが、合併協議会において「新町の議会議員の定数は22名とする。ただし、2町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律の規定を適用し、合併後1年3ヶ月間、引き続き新町の議会議員として在任する。」という審議事項が承認されたことにより、新芦北町議会が30名で運営されることになりました。

合併を議決した私たち議会議員には、在任特例で与えられた平成18年3月までの期間、合併協議会で作り

上げた新町建設計画が計画どおり遂行されているかを見極め、その経過や結果を町民の皆さんに報告する責任があります。

議員一同、新町建設に最大限の努力をしていきますので、町民の皆さんの議会に対するご理解とご協力をお願いします。



新芦北町の町章

編集後記

あじきた町議会だよりの愛称「うたせ」として、創刊号を発行することになりました。

「うたせ」は、不知火海のシンボルである白いドレスの海の貴婦人「うたせ船」からとったものです。

芦北町議会報の編集等に関する要綱を策定し、町民の皆さんが読む気になる読んでもらいたい記事をかきやすい内容と表現で、紙面づくりに工夫したいと考えています。

私たち広報委員7名が限られた期間ですが、「うたせ」の編集に当たることになりました。新町の議会報が、皆さんと議会のかけ橋としての絆が深まるよう、今後一層のご指導ご支援をお願いいたします。

私たち頑張ります!!

(鳥居)

議会広報特別委員会

委員長	鳥居憲太郎
副委員長	元山 秀志
委員	荒川 臣六
前田 徹一	
小川 紀次	
草野 安道	
白坂 康浩	